

令和2年11月23日

ご利用者様
ご家族様 各位

社会福祉法人梅田福祉会
デイサービスセンター梅の郷
ショートステイ梅の郷
施設長 小林恭介

新型コロナウイルス感染症 蔓延防止対策等について（お知らせとお願い）

皆様におかれましては日頃より、当事業所をご利用いただき感謝申し上げます。

さて、メディアでも取り上げられているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染者数は増大を続けており、桐生市、みどり市においても陽性者の報告が連日続いております。

つきましては、当法人の運営する事業について、感染拡大防止策及び万が一の感染者発生に備え、下記のと通りの対応とさせていただきますので、状況についてご理解をいただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. スタッフの対応

- 出勤前、出勤時に検温し、体温が平熱より1度以上高い場合（概ね37.5℃以上）は出勤を見送ります。
- 感染拡大地域等他県への移動、密になるような場所への外出は、法人で禁止されております。
- 発熱、呼吸器症状、いつもと体調が異なる等の場合には、念のため、最大で2週間を目安に出勤を見合わせております。
- 就業中はマスクの着用を徹底し、アルコール等を使用した手指消毒と合わせて必要箇所、備品の消毒を常に行っております。

※ 体温の基準については、厚労省通達に合わせています。

2. 事業所ごとのご利用者様への対応とお願い

- 朝の送迎時に検温させていただきます。発熱（概ね37.5℃以上）があった場合は当日のご利用は控えていただきます。

※ 送迎時において、乗車前に検温のご協力をお願いしております。

※ 発熱症状が無い場合においても、咳や鼻水、頭痛、倦怠感等の症状がある場合には、利用を控えて頂きますようお願いいたします。

- サービス利用時にはマスクの着用をお願いします。

※ 施設でもマスクを用意しておりますが、数に限りがあるため、マスク持参をお願いしております。（使い捨てマスク、布マスク どちらでも構いません。）

3. その他

- スタッフ本人またはご利用者様・同居のご家族に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、行政と協議をするとともに、2週間を目安に事業を自粛させていただきます。（この場合再開の時期については別途連絡いたします。）

《ご家族・ご利用者へのお願い》

- 1 石鹸での手洗い・うがい・マスク着用等の基本的な感染症対策を徹底しましょう。
- 2 サービス利用前に、必ず検温するなどの健康観察を徹底しましょう。
- 3 37.5度以上の発熱、風邪の症状、強いだるさや息苦しさを
いづれかの症状が見られた時は、サービスの利用を中止し無理せず自宅で休養しましょう。
- 4 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合やだるさ（倦怠感）や息苦しさを（呼吸困難）がある場合は、群馬県受診・相談コールセンター（0570-082-820）に電話相談を行い、紹介された医療機関を受診してください。施設への結果報告もお願いします。

《参考①》

次の症状がある場合は「群馬県受診・相談コールセンター」にご相談下さい。

- * 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならない時も含む）
- * 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさを（呼吸困難）がある

高齢者や基礎疾患などがある方は、上記のような症状が2日程度続く場合とされています。

「県受診・相談コールセンター」で相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、専門の医療機関が紹介されますので、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

- 県受診・相談コールセンター 0570-082-820（24時間対応）
- 桐生保健福祉事務所 0277-53-4131
平日：8時30分～17時15分
- 厚生労働省 電話相談窓口 0120-56-5653（フリーダイヤル）
9時00分～21時00分まで（土日、祝日も実施）

《参考②》

感染リスクが高まる「5つの場面」を控えましょう。

- 飲酒を伴う懇親会
例）狭い空間での長時間での飲酒、回し飲み、箸などの共用
- 大人数や長時間におよぶ飲食
例）接待を伴う飲食、深夜のはしご酒、長時間に及ぶ飲食
- マスク無しでの会話
例）マスク無しで近距離での会話やカラオケ、車やバスでの移動
- 狭い空間での共同生活
例）狭い空間での共同生活、寮の部屋やトイレ（共用部分）
- 居場所の切り替わり
例）休憩室、喫煙所、更衣室での気の緩み、環境の変化